

G I G A スクール構想の実現に向けた計画

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

各年度におけるICT活用の目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容について記載する。

○各年度におけるICT活用目標

<2019年度> (現状)

- ・小学校(高学年中心)、中学校において週1回程度～月1回程度活用。
- ・プログラミング教育にかかる実践研究(小学校)

<2020年度> (目標)

- ・同年度に整備した端末をもとに、小学校高学年を中心に、小学校におけるタブレット端末を活用した授業づくりの研究を推進する。
- ・端末ならびにネットワーク整備後、5・6年生を中心に各クラス1日1回以上活用。
- ・1人1台未整備の学年においては、各クラス月1回以上活用
- ・ポケットwifiの整備を含め、新型コロナウイルス感染症等によるオンライン授業の環境整備について模索する。

<2021年度> (目標)

- ・2020年度中に配備が予定される端末とネットワーク環境を利用して、小学校4年生以上において、各クラス1日1～2回以上活用
- ・1人1台未整備の学年においては、各クラス週1回以上活用

<2022年度> (目標)

- ・整備完了に伴い、次の目標を掲げ、ICTを効果的に活用した授業を行う。
- 小学校3年生以上の学年においては、各クラス1日2～3回以上の活用。
小学校低学年においては、1日1～2回以上の活用。

※「1人1台端末」の整備は、令和4年度までに段階的に行い、令和元年度補正予算では小5・小6・中1を優先することとし、小中学校におけるICTを活用した教育の研究を推進する。(小中学校それぞれが足並みを揃えて取り組めるようにする)

※「情報活用能力」の育成を総合的に進めることを中心に据え、情報機器の使い方の学習に終始することなく、情報を活用し、新たな考えをともに創り出したり、新たな価値を生み出したりすることにより「生きる力」の育成につながるよう、市学力向上推進委員会の中心課題に位置付け、各校の研究推進を進める。また、情報モラル等の育成については、情報教育担当者会と連携して研究を進め、総合的な研究を、端末を用いて体験的に学ぶ仕組みづくりに注力する。

○指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

- ・2022年度までにICT支援員を3人配置。(4校に1人)

(※「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」におけるICT支援員に係る目標水準は、4校に1人配置)

2020年度においては1名を配置し、教職員の研修・指導体制の強化を進め、その後、端末ならびにネットワーク整備の進捗に合わせ、3名を配置し、指導体制の強化と校務の効率化を推進する。

・デジタル教材を教員間で共有したり、授業では端末を使って児童に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減する仕組みづくりを行う。また、打合せや連絡をすでに整備済の校務支援システム上で実施することで校務の効率化を推進する。

○達成状況を踏まえたフォローアップ

・各年度終了後、各学校における活用状況を取りまとめるとともに、実践研究について学力向上推進委員会を通じて、市で情報共有を行う。

※このことを通して、各学校の進捗状況を整理し、全市あげた取組となるように推進する。

・各年度の文部科学省実施のICT活用指導力調査の結果をもとに、成果と課題に応じた各学校における研修を実施する。

※各年度、学校また市単位で適切にフォローアップを進める。

(2) 通信ネットワーク環境整備計画

1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備計画について記載する。

※校内LAN整備計画又はLTE等の活用計画を想定。

○校内LAN整備計画

- ・小野小学校、小野東小学校、河合小学校、来住小学校、市場小学校、大部小学校、中番小学校、下東条小学校、小野中学校、河合中学校、旭丘中学校は、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に10GのLANケーブル、1Gのスイッチで校内LANを整備予定。
- ・小野南中学校は令和2～3年度にかけて長寿命化改修工事を行っているため、改修工事に合わせて令和3年度中に小野小学校等他の学校と同様の環境を整備予定。

○LTE等活用計画

- ・小野特別支援学校は民間事業者のLTE回線を令和4年度から利用予定。令和4年度以降の各年度において、児童生徒分のLTE通信料を確保する。

(3) 学習者用コンピュータ配備計画

一般財源（地方財政措置の活用を含む）又は端末補助事業により整備する、1人1台学習者用コンピュータの配備計画について記載する。

【別添1】（GIGAスクール構想の実現に向けた円滑な調達のために必要な情報の提供について）のとおり

(4) 広域・大規模での共同調達実施計画

端末の整備に当たって、都道府県単位又は複数市町村等による共同調達を行う場合にはその概要を記載する。

※ 共同調達には、知見の少ない自治体でも容易に整備が可能となることや大量調達となり価格等の交渉力が高まる、教員の異動時の負担軽減などの利点があることから、可能な限り都道府県単位での共同調達を行うことを推奨。

※ 国が提示したモデル例を参考に各学校でのICT活用を想定して独自に仕様書を作成し、安価で簡便な調達と持続可能な学校ICT環境の運用を実現すること。

○共同調達の実施の有無

実施予定あり / 実施予定なし ※いずれかに○を付けること。

○共同調達の実施概要

- ・兵庫県のとりまとめにより、県内全市町組合教育委員会（計44団体）が参加して「兵庫県教育の情報化推進協議会（以降：協議会）」を設置。
- ・令和2年度の端末整備について、共同調達を次のスケジュールで実施予定。

令和2年2月 協議会設置
5月 共同調達仕様書作成
6月 入札
6月 各自治体で契約

(5) 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置付けや公表などの取扱いについて記載する。

- ・本計画を、国ならびに県が策定する「学校教育情報化推進計画」をもとにして策定する「小野市学校教育情報化計画」の一部に位置付けて進める。
- ・本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で国に提出後、自治体のホームページ等で公表する。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」（本年夏頃に策定予定）に基づき、「都道府県（市町村）は、（略）その都道府県（市町村）の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。